

平成30年度

島根型6次産業推進事業補助金

(新しまろく事業)

事業者連携型

【公募要領】

(公募開始) 平成30年2月 1日(木)

(締め切り) 平成30年3月16日(金)

※ 電子ファイルを含め、提出書類に不備が有る場合は、受理されませんのでご注意ください。

(受付時間)

9:30~17:00 月~金曜日(祝祭日を除く)

※ 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着するよう提出して下さい。

(受付先及び問い合わせ先)

島根県しまねブランド推進課6次産業推進スタッフ

※ 詳細は、P. 5を参照してください。

※ 本公募要領は、島根県しまねブランド推進課ホームページ

(<http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>)からダウンロードできます。

(留意事項)

本事業については、平成30年度の県予算措置を前提としているため、変更等を伴う可能性がりますのでご注意ください

島根県しまねブランド推進課

〔 目 次 〕

I	本補助金制度について.....	1
	1. 制度の目的	1
	2. 補助対象者	1
	3. 補助対象事業	1
	4. 補助対象経費	2
	5. 補助率等	3
	6. 申請手続き等の概要	3
	7. 補助事業期間	5
	8. 補助事業者の義務	5
	9. 財産の帰属等	5
	10. その他	5
II	受付先及び問い合わせ先	5
III	計画書の様式	6

I 本補助金制度について

1. 制度の目的

本制度は、県内の豊富な地域資源を活用し、農林水産業の1次産業、加工・製造業の2次産業、販売・サービス業の3次産業等の多様な事業者が連携して取組む6次産業を支援し、事業者の所得向上や地域の雇用拡大を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

県内に生産拠点を有する者で、以下の事業実施主体を対象とします。

- ・農林漁業者
- ・中小企業者
- ・特定非営利活動法人
- ・事業協同組合
- ・企業組合
- ・有限責任事業組合
- ・公益・一般社団法人
- ・その他知事が認める者及び団体

ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者(以下、「みなし大企業」という。)は、補助対象者から除きます。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(注) 大企業とは、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

○中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

○投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助対象事業

●多様なネットワークを構築し、取り組む事業であること

補助対象者が、多様な業種連携(以下、「ネットワーク」という)を構築し、生産・加工・販売等の取組みを一体的に実施する事業を対象とします。

ネットワークの定義については、事業主体+2者の3者以上での取組みであることとします。ただし、事業実施主体が3者以上の多様なネットワークから構成される協議会等の組織の場合は、1組織でもネットワーク要件を満たすものとします。

ネットワークには、県内の農林漁業者等(1次生産者・団体)が必ず加わることとしますが、多様な事業者連携を促進するため、1次生産者のみのネットワークは不可とします。

●地域資源を活用したビジネスとして成立する取組みであること

地域資源を活用した多様な6次産業の取組みにより、出口対策(販路開拓・交流人口拡大・地産地消促進等の実需者対策)に創意工夫をこらし、補助事業終了後も継続が見込まれる事業を対象とします。

●ハード事業を実施する事業については、新たな雇用創出につながる取組みであること

ハード事業を実施する場合は、事業実施から5年内の新たな雇用創出の目標を掲げ、目標の達成に向けて取り組むことを要件としています。

なお、ソフト事業のみを実施する場合は、上記の雇用創出要件は該当しません。

●支援機関と連携し、実現性・継続性・発展性のある事業構築を図ること

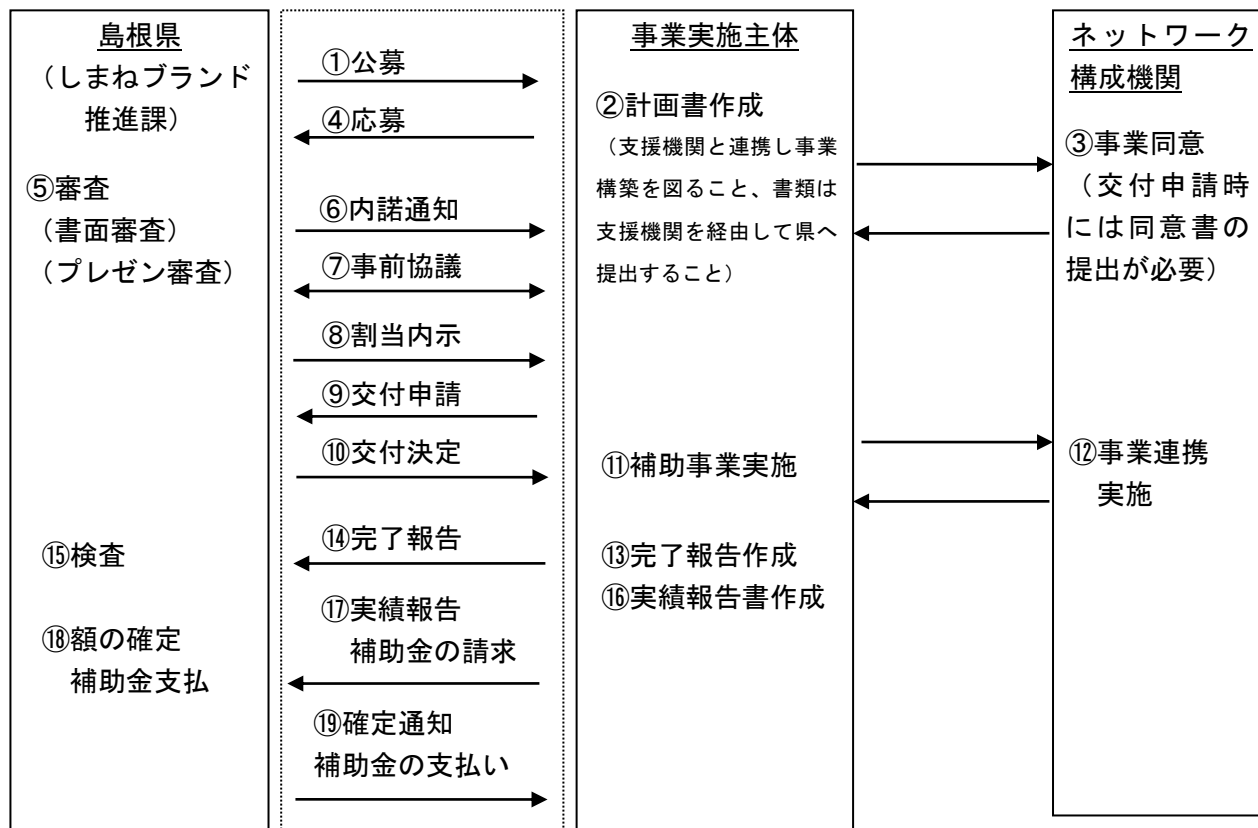
事業計画の策定や計画的な事業実施の支援を行う、関係する地方公共団体、農林漁業支援機関、中小企業支援機関等の支援機関を定め、連携して取り組む事業を対象とします。

(注) 次に該当する事業については対象にはなりません。したがって、審査の過程で該当すると判断された場合は採択されません。

○本事業と国が助成する他の制度（補助金、委託費等）と併用し、同一の事業内容を実施する場合（ただし、配分や割当の考え方（アロケーション）が十分に整理できている場合は除く）。

○公序良俗に反する事業

[事業のスキーム]（※事業実施主体から県への書類提出について）



4. 補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

●推進事業

- (1) 原材料確保に係る支援（農産物の生産拡大や新規作物の導入実証等）
- (2) 商品開発に係る支援（原材料購入、加工品試作、機能性成分分析、モニタリング調査等）
- (3) 販路開拓に係る支援（開発した商品のPR資材の作成、商談会への出展等）
- (4) 体制整備に係る支援（推進会議の開催に係る講師謝金、資料印刷費等）
- (5) 専門家招聘に係る支援（研修会講師、専門アドバイザー契約等）

〔対象経費〕報償費（謝金）、旅費、材料費及び消耗品費、印刷費、広報費、委託料（推進事業全体の事業費の1/2を上限とする）、発送費、使用料及び借り上げ料、原材料費、展示会等出展料、分析・検査費、その他知事が必要と認めるもの

●整備事業

- (1) 農林水産物等の生産のために必要な施設及び機械等の整備
- (2) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設及び機械等の整備
- (3) その他の6次産業の取組のために必要な施設及び機械等の整備

〔対象経費〕工事請負費、備品購入費、修繕費、その他知事が必要と認めるもの

(注) 次のいずれかに該当する経費については補助対象外

○人件費

- 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 事業実施主体が本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- 用地の買収や貸借に要する経費
- 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、困障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 補助率等（事業者連携型）

	補助率	補助金額
●推進事業（ソフト事業）	1／2以内	下限額50万円～上限額300万円
●整備事業（ハード事業）	1／3以内	下限額50万円～上限額700万円

6. 申請手続き等の概要

- (1) 申請受付先及び問い合わせ先
島根県しまねブランド推進課6次産業推進スタッフ（P. 5参照）
- (2) 応募期間
平成30年2月1日（木）～3月16日（金）＜必着＞
受付時間：9：30～17：00、月～金曜日（祝祭日を除く。）
※ 郵送の場合は、受付最終日の17：00までに必着するよう提出して下さい。
- (3) 提出書類
表1で定める提出書類（P. 4参照）を、申請受付先に提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「島根型6次産業推進事業申請書在中」と記入してください。
- (4) 審査
書類提出後、県担当課から指摘事項があれば申請事業者へ連絡し、確認を行わせていただきます。その後、表2で定める審査項目（P. 4参照）に基づき、書面審査（1次審査）を行います。なお、審査は提出書類等をもって行われますので、不備のないよう十分ご注意ください。
書面審査通過事業者は、外部有識者を交えたプレゼンテーション審査（2次審査）を実施し、内諾事業を決定します。プレゼンテーション審査日の詳細については、後日お知らせします。
なお、内諾事業については、「島根型6次産業推進事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付に関わる手続きを行う際、事業内容及び事業費の精査をあらためて行い、補助対象外の事業費を除き、補助金交付決定をもって事業採択・事業着手となります。
- (5) 通知
書面審査及びプレゼンテーション審査結果（採択又は不採択）について、後日、島根県しまねブランド推進課から申請者あてに審査員のコメント等を付して通知します。
- (6) 公表
採択となった場合には、原則として、事業実施者名・住所（市町村名）、業種、補助金額、交付年度、事業計画名、ネットワーク構成機関名、事業内容を公表します。
- (7) その他
採択となった場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

表 1 : 提出書類

提 出 書 類
<p>島根型 6 次産業推進事業補助金 事業計画書</p> <p>〔添付書類〕</p> <p>【推進事業の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書（見積書が取れる内容のものに限る） <p>【整備事業の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書 ・実施位置図、現況写真 ・整備する機器等のカタログ・仕様書・規模決定根拠（様式自由） <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の収支目標の内訳 ・活用する 1 次生産物の使用計画と、ネットワーク参加 1 次生産者による生産が占める割合を示す資料 ・事業主体の定款（協議会等が事業実施主体の場合は規約、構成員名簿） ・直近 2 期の決算報告書^(※)（個人の場合は青色申告決算書等） <p>※これらの書類がない設立後 2 年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他知事が必要と認める書類
<p>【提出部数】 1 部</p> <p>郵送提出書類とは別に、補助事業計画書の電子ファイルをメールにて当事業担当者まで提出してください。</p> <p>なお、メールでファイル送信した際は、必ず送信確認を電話にて行ってください。</p> <p>※電子ファイルは「ワード」又は「エクセル」により作成してください。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 記載例を参考に記入してください。 ② 用紙サイズは原則として A 4 で統一してください。

表 2 : 審査項目

審 査 項 目
<p>①実施体制</p> <p>事業実施に必要な人員・組織体制となっているか</p> <p>支援機関による支援体制が整っているか</p> <p>②経営状況</p> <p>財務状況、補助裏財源の確保</p> <p>③多様な連携構築</p> <p>ネットワーク構成機関の役割が明確で、相乗効果が見込まれるか</p> <p>事業実施主体を含めた 3 者以上のネットワークを構築しているか</p> <p>④ビジネスモデル、継続・発展性</p> <p>ビジネスモデルとして、事業の実現性、継続・発展が見込まれる内容及び体制か</p> <p>⑤先駆性</p> <p>独自の工夫、要素があり先駆性があるか</p> <p>⑥費用対効果</p> <p>事業内容に対する経費が適切か</p> <p>⑦地域経済・1 次産業への貢献度</p> <p>本取組により地域経済への貢献が認められるか</p> <p>本取組により 1 次産業の生産振興・所得向上につながる内容か</p> <p>⑧スケジュール</p> <p>効率的に各業務が運営される計画となっているか</p>

⑨雇用の創出（ハード事業対象）

整備事業（ハード事業）を行う場合は、新たな雇用の創出につながる内容か

7. 補助事業期間

補助事業期間は、原則として交付決定日から平成31年3月31日までの間となります。
交付決定日より前に行った事業については、補助対象となりませんので注意してください。

8. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助金の交付決定を受けた場合には、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください（事業収支を記載した帳簿の作成等、経理状況が明確にわかるようにしておいてください）。
原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- (3) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に補助事業成果の事業化等の状況を報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。（別途、県から照会を行います）
- (4) 交付申請に当たっては、消費税等仕入れ控除の対象事業者は、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において、当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。なお、消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、県に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（注）消費税等仕入れ控除税額とは：

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入れ控除税額」といいます。

- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。ただし、補助事業者とネットワーク構成機関との関係においては、両者間の契約に従うものとします。

10. その他

- (1) 補助金は、事業が完了し補助金額が確定した後、補助金交付請求書の提出を受けて支払います（必要と認められる場合は、事業完了前に概算払いする場合があります）。
- (2) 補助事業の進捗状況確認のため、県が実地検査に入ることがあります。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

II 受付先及び問い合わせ先

島根県しまねブランド推進課 6次産業推進スタッフ

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話：0852-22-5283

FAX：0852-22-6859

E-mail：6ji@pref.shimane.lg.jp

Ⅲ 計画書の様式

平成30年度島根型6次産業推進事業（事業者連携型）事業実施計画書（実績報告書^(※)）

※実績報告時に実施計画書の内容に変更があった場合は、実績内容を記載し、計画書の内容はその下段に()書きする

■事業名						
■事業実施主体名		■住所				
■代表者職・氏名		■従業員数				
■産業分類(該当に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> 1次産業(農林水産業)		<input type="checkbox"/> 2次産業(加工・製造業)		<input type="checkbox"/> 3次産業(販売・サービス業)
■消費税等仕入税額控除の実施の有無(該当に <input checked="" type="checkbox"/>)		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無		
■ネットワークの概要 (事業者数に応じて行を挿入)						
事業者名	産業分類	住所	代表者職・氏名	ネットワークでの役割		
(事業実施主体名)						
■事業推進にあたり相談している支援機関						
支援機関名		担当者名				
電話番号		メール				
■活用する地域資源名 (該当するもの全て記載)						
■事業の目的と概要説明 (●項目ごとに簡潔に記載)						
●現状と課題						
●事業の目的						
●事業概要						
■事業の内容、事業スケジュール (具体的に箇条書きで記載)						
■ネットワークによる実施体制 (ネットワーク事業者の役割分担と関係性を図示)						
■今回取り組む事業による収支目標 (内訳は添付資料として添付)						
(単位：千円)	現状 (年月)	1年度目 (年月)	2年度目 (年月)	3年度目 (年月)	4年度目 (年月)	5年度目 (年月)
①売上額						
②売上原価						
③売上総利益(①-②)						
④販売費及び一般管理費						
⑤営業利益(③-④)						
■ネットワーク事業者(1次産業)の1次生産物の拡大目標 (項目は任意)						
項目	現状 (年月)	1年度目 (年月)	2年度目 (年月)	3年度目 (年月)	4年度目 (年月)	5年度目 (年月)

作付面積						
生産量						
生産額						
生産者数 等						
■事業による新たな雇用増の目標数 （該当に☑及び数値を記入）						
<input type="checkbox"/> 正規職員（ ）人 <input type="checkbox"/> 契約職員（ ）人 <input type="checkbox"/> パート（ ）人 <input type="checkbox"/> 予定なし						
■補助金申請総額						
①推進事業	円	②整備事業	円	合計（①+②）	円	
■補助対象事業費内訳 （記載内容に応じて行を挿入）						
①推進事業（ソフト事業）						
項 目	補助対象経費 （単位：円）	補助金額 （単位：円）	積算根拠			
推進事業合計						
②整備事業（ハード事業）						
整備事業合計						
■事業完了（予定）	年 月 日					
■資金調達方法 （該当に☑）	<input type="checkbox"/> 自己資金で対応 <input type="checkbox"/> 金融機関等の借入で対応 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
■事業の詳細 （該当に☑と具体的数値を記載）						
①推進事業（ソフト事業）	計画	実績（実績報告時に記載）				
<input type="checkbox"/> 推進会議の開催	回	回				
<input type="checkbox"/> プロジェクト調査・検討の実施	回	回				
<input type="checkbox"/> 新商品開発	商品	商品				
<input type="checkbox"/> 市場調査・試験販売の実施	回	回				
<input type="checkbox"/> 展示・商談会への参加	回	回				
<input type="checkbox"/> 成分分析	回	回				
<input type="checkbox"/> パンフレット作成	部	部				
<input type="checkbox"/> その他（ ）						
②整備事業（ハード事業）						
導入設備・機器名	着工（予定） 年月日	竣工（予定） 年月日				
③整備事業における施設用地（設置場所）の確保状況（該当に☑と住所を記載）						
<input type="checkbox"/> 自社用地（住所： ） <input type="checkbox"/> 借地（住所： ） <input type="checkbox"/> その他						
■今回の事業に関連した取組について、今までに受けた、または申請予定の補助金・委託費等 （本事業を含め、国・県・市町村・財団等（各々に関連した特殊法人等の外郭機関を含む）による助成事業（委託費・補助金等）にお						

いて、「過去5年以内に実施済」または「現在実施中」もしくは「現在申請中」及び今後申請予定)とされているもののうち、本補助事業計画と類似した事業内容(同一事業者の関与または同一の技術シーズを用いるなど)と思われるものまたはその恐れがあるものについて記載)

●補助金等の名称

●事業等実施期間

●補助等金額

●事業内容

添付書類

(応募時)

○推進事業の場合

- ・見積書(見積書が取れる内容のものに限る)

○整備事業の場合

- ・見積書
- ・実施位置図、現況写真
- ・整備する機器等のカタログ・仕様書・規模決定根拠

○共通

- ・事業の収支目標の内訳
- ・活用する1次生産物の使用計画と、ネットワーク参加1次生産者による生産が占める割合を示す資料
- ・事業実施主体の定款(協議会等の場合は規約、構成員名簿)
- ・直近2期の決算報告書^(※)(個人の場合は青色申告決算書等)
※これらの書類がない設立後2年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書
- ・その他知事が必要と認める書類

(補助金交付申請時)

○推進事業の場合

- ・見積書等の積算根拠資料

○整備事業の場合

- ・見積書(2社以上)
- ・実施位置図、現況写真
- ・整備する機器等のカタログ・仕様書・規模決定根拠

○共通

- ・事業の収支目標の内訳
- ・活用する1次生産物の使用計画と、ネットワーク参加1次生産者による生産が占める割合を示す資料
- ・事業実施主体の定款(協議会等の場合は規約、構成員名簿)
- ・直近2期の決算報告書^(※)(個人の場合は青色申告決算書等)
※これらの書類がない設立後2年未満の事業者は、事業計画書及び収支予算書
- ・ネットワーク事業者等の同意書(様式任意)
- ・その他知事が必要と認める書類

(実績報告時)

○推進事業の場合

- ・ 成果品（パンフレット等）
- 整備事業の場合
 - ・ 工事写真、納品写真
 - ・ 財産管理台帳
 - ・ 利用計画書（管理運営規定等）
- 共通
 - ・ 契約書
 - ・ 納品書、請求書
 - ・ 金融機関振込受領書、領収書
 - ・ その他知事が必要と認める書類